

令和5年4月5日

新型コロナウイルス感染症の 5類感染症への位置づけ変更について

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナの5類移行に伴う対応の変化

現在、新型コロナ感染者は、医師が保健所に「全数」を届け出ることが義務付けられていますが、5月8日以降は季節性インフルエンザと同じ「定点把握」になります。

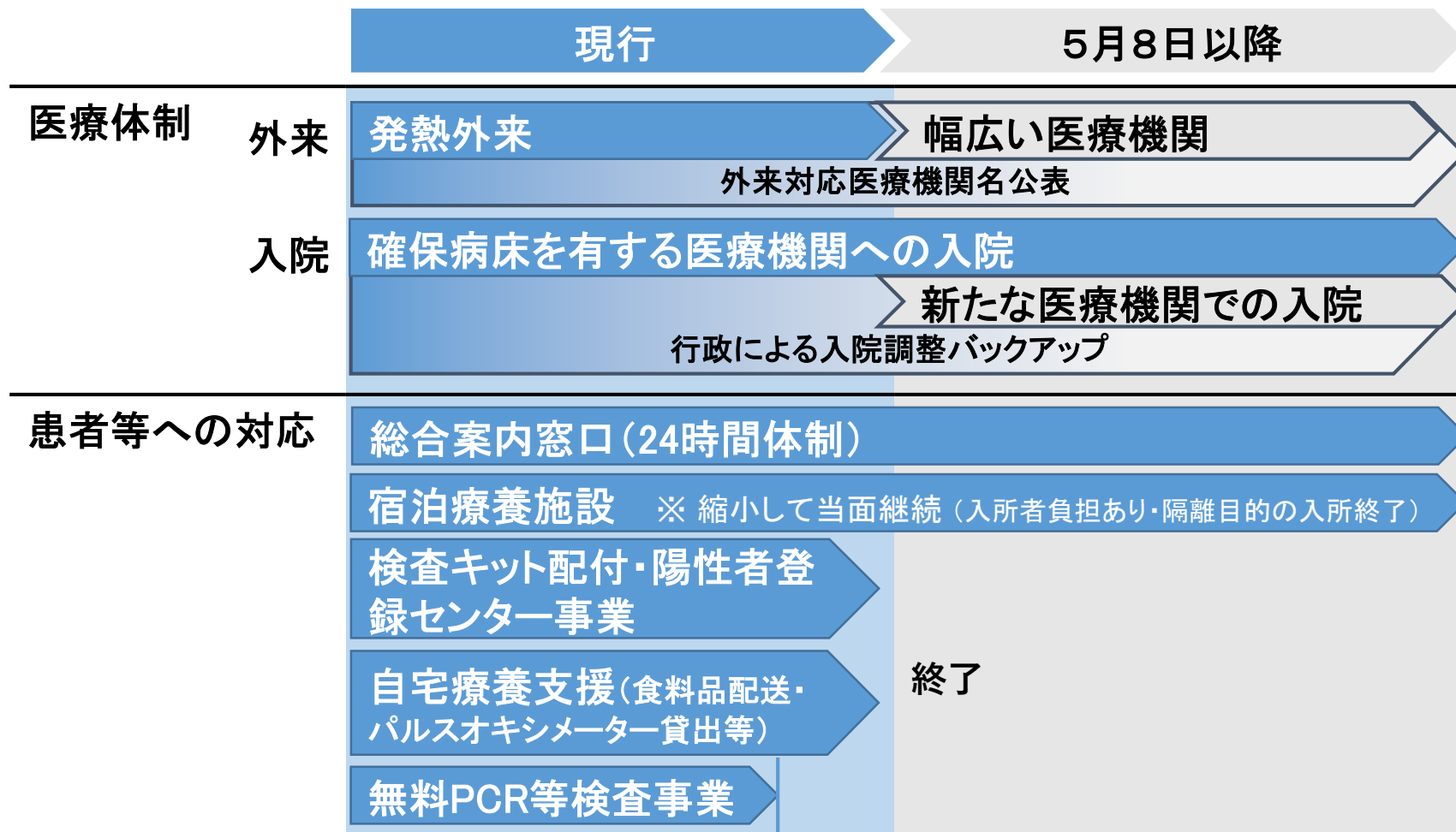
| | 現行 | 5月8日以降 |
|-----------|---------------------|------------|
| 感染症法上の分類 | 新型インフルエンザ等感染症(2類相当) | 5類感染症 |
| 感染者の届出 | 全数 | 定点医療機関 |
| 入院勧告・就業制限 | できる | できない |
| 感染者の待機 | 原則7日間 | (協力をお願い) |
| 濃厚接触者の待機 | 原則5日間 | (協力をお願い) |
| 医療費 | 公費負担 | 公費を段階的に縮小 |
| 外来医療 | 発熱外来で対応 | 幅広い医療機関で対応 |
| 緊急事態宣言 | 発令できる | 発令できない |

県が9月末までに目指す医療体制

- 1 幅広い医療機関において、新型コロナウイルス感染(疑い含む)を理由に外来、入院を断ることなく対応する。
- 2 医療機関は、地域の中での医療機能を分担し、症状(重症度別等)に応じた患者受入、受診先の紹介や転院調整を行う。
- 3 高齢者施設等は、協力医療機関と連携し、協力医療機関が主体となって入院調整する。

秋田県における5類移行に伴う変更等

5類移行に伴う県民の不安に対応するため、24時間相談できる窓口を継続します。



3月末で終了

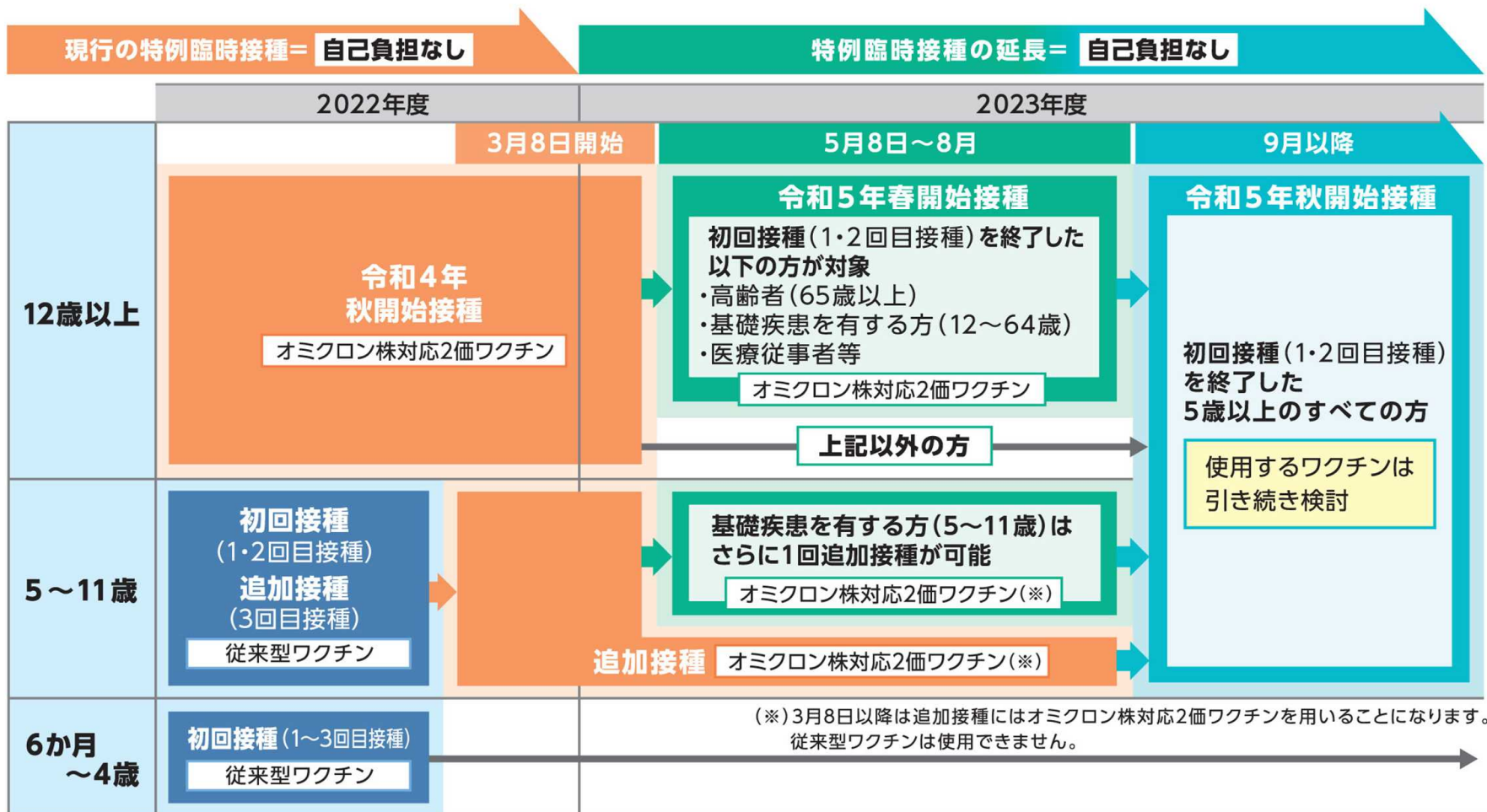
新型コロナ医療費の自己負担

5類移行後の新型コロナにかかる医療費は、原則、患者自己負担になります。
9月末まで治療薬(無料)や入院費用(月最大2万円)の軽減措置が設けられます。

| | 現行 | 5月8日以降 |
|----------|--------|--|
| 検査 | 自己負担なし | 自己負担あり |
| 外来 初診料等 | 自己負担あり | 自己負担あり |
| 陽性判明後の治療 | 自己負担なし | 自己負担あり 高額な治療薬はなし (当面9月末まで) |
| 入院 | 自己負担なし | 自己負担あり 月に最大2万円軽減、 高額な治療薬はなし (当面9月末まで) |

令和5年度ワクチン接種イメージ

令和5年度も、すべての方に自己負担なしで新型コロナワクチンを接種できます。



注：接種回数や接種証明については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

出典 厚生労働省資料リーフレット